

様式第7号 (第10条関係)

補助金の「増額」希望時に様式第7号を提出ください。「減額」申請は様式第9号【変更・廃止申請書】となります。増額は市予算の範囲内に限るため、事前にこども青少年課へお問い合わせください。

令和8年10月1日

尼崎市長 宛

申請者 住所 尼崎市〇〇町〇-〇-〇
団体名等 〇〇〇〇の会
代表者氏名 代表 尼崎 太郎

「☑」に限らず、「■」や、丸で囲むなどでも結構です。

子どもの居場所づくり等推進事業補助金変更交付申請書兼請求書

令和8年度交付決定のあった子どもの居場所づくり等推進事業補助金について、次の理由に基づく事業内容の変更により、補助金の交付額の増額をたく、子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 申請区分 (申請する区分の□欄にチェックをいれてください。)

- A 子ども食堂
- B 子どもの居場所
- C 子ども食堂+子どもの居場所

交付決定通知書 (様式第5号) で通知された金額を記入ください。

2 補助金交付決定済額 (60,000) 円

今回改めて申請する金額を記入ください。

3 補助金変更交付申請額 (78,000) 円

4 変更後の補助対象期間 令和 (8) 年 (4) 月 ~令和 (9) 年 (3) 月

5 変更内容及び変更理由

交付決定通知書 (様式第5号) の期間から変更がなければ通知された期間を、変更があれば変更後の期間を記入ください。

現在、月1回 (第1金曜日) 実施している子ども食堂を、10月から月2回 (第1・3金曜日) 実施に変更する。

6 変更時期 (10) 月 (16) 日

申請日より遡ることはできませんので、ご注意ください。

7 変更による補助金の追加交付請求額 (18,000) 円

※ 「3 補助金変更交付申請額」から「2 補助金交付決定済額」を引いた額を記載

「☑」に限らず、「■」や、丸で囲むなどでも結構です。

8 口座振込依頼（申請者名義のもの）

※振込先が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを添付すること

金融機関名	尼崎 銀行 ・信用金庫・農協・()								
支店名	園田 支店 出張所								
口座	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	マルマルマルマルノカイ ダイヒョウ アマガサキ タロウ								
口座名義	〇〇〇〇の会 代表 尼崎 太郎								

9 添付資料（変更のあるもののみ添付すること）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号-1）（区分Aの場合）
（様式第3号-2）（区分Bの場合）
（様式第3号-3）（区分Cの場合）
- (3) 団体構成員（スタッフ）名簿（様式第4号又は任意の様式）
- (4) 食品関係の営業届出制度に基づく営業届の写し又は営業許可書の写し（直営で1回20食程度以上の食事を提供する子ども食堂のみ）

誓約事項

当補助金の申請にあたり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため下記のとおり誓約します。

- 1 暴力団(条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しないこと。
- 2 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員等名簿その他の必要な情報の提供を求められたときは、速やかに提出すること。
- 3 本誓約書の写し及び2の情報を所轄の警察署長(以下「警察署長」という。)に提供すること、尼崎市が警察署長に1に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、尼崎市が他の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関(本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。)に提出するのに同意すること。

以上

補助金の「減額」時に様式第9号を提出ください。

「増額」申請は様式第7号【変更交付申請書兼請求書】となります。

様式第9号 (第10条関係)

令和8年10月1日

尼崎市長 宛

申請者 住所 尼崎市〇〇町〇-〇-〇
団体名等 〇〇〇〇の会
代表者氏名 代表 尼崎 太郎

「☑」に限らず、「■」や、丸で囲むなどでも結構です。

子どもの居場所づくり等推進事業補助金変更交付・廃止申請書

令和 8 年度交付決定のあった子どもの居場所づくり等推進事業補助金について、次の理由に基づく事業内容の変更・廃止により、補助金の交付額の減額をしたく、子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 申請区分 (申請する区分の□欄にチェックをいれてください。)

- A 子ども食堂
- B 子どもの居場所
- C 子ども食堂+子どもの居場所

交付決定通知書 (様式第5号) で通知された金額を記入ください。

2 補助金交付決定済額 (60,000) 円

今回改めて申請する金額を記入ください。

3 補助金変更交付申請額 (54,000) 円

4 変更後の補助対象期間 令和 (8) 年 (4) 月 ~ 令和 (9) 年 (3) 月

交付決定通知書 (様式第5号) の期間から変更がなければ通知された期間を、変更があれば変更後の期間を記入ください。

現在、月2回 (第2・4日曜日) 実施している子どもの居場所を、10月から月1回 (第2日曜日) 実施に変更する。

6 変更時期 (10) 月 (25) 日

7 変更による補助金の返還額 (6,000) 円

※ 「2 補助金交付決定済額」から「3 補助金変更交付申請額」を引いた額を記載

記入する項目はありませんが、「誓約事項」があるため、1 ページ目だけではなく、こちらの2 ページ目も提出してください。

8 添付資料（変更のあるもののみ添付すること）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号-1）（区分Aの場合）
（様式第3号-2）（区分Bの場合）
（様式第3号-3）（区分Cの場合）
- (3) 団体構成員（スタッフ）名簿（様式第4号又は任意の様式）
- (4) 食品関係の営業届出制度に基づく営業届の写し又は営業許可書の写し（直営で1回20食程度以上の食事を提供する子ども食堂のみ）

誓約事項

当補助金の申請にあたり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため下記のとおり誓約します。

- 1 暴力団(条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しないこと。
- 2 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員等名簿その他の必要な情報の提供を求められたときは、速やかに提出すること。
- 3 本誓約書の写し及び2の情報を所轄の警察署長(以下「警察署長」という。)に提供すること、尼崎市が警察署長に1に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、尼崎市が他の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関(本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。)に提出するのに同意すること。

以 上